



CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

25 April 2019

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 33

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 33となる本号では、平成 31 年度税制改正法に伴う国際課税関係の改正、中国における外商投資法の成立等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：平成 31 年度税制改正法案の可決・成立

- 移転価格税制の改正
- 過大支払利子税制の改正
- 外国子会社合算税制の改正

2. アジア

中国：外商投資法の改正

フィリピン：改正会社法の施行

3. 欧州

イタリア：汚職行為防止に関する新法が成立

ベルギー：実質的な会社法改正

1. 日本

平成 31 年度税制改正法案の可決・成立

平成 31 年度税制改正関連法が 2019 年 3 月 27 日の参議院本会議で可決、成立し、3 月 29 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が公布された。本稿では、平成 31 年度税制改正関連法に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業に影響が大きいと考えられる以下の国際課税に係る改正項目について、改正法並びに実務上の留意事項を解説する。

- 移転価格税制の改正
- 過大支払利子税制の改正
- 外国子会社合算税制の改正

なお、これまでの平成 31 年度税制改正大綱に沿った各改正の概要については、[本ニュースレター12月号](#)を参照されたい。

移転価格税制の改正

本邦の移転価格税制は 1986 年（昭和 61 年）に施行され、その後幾度となく改正がなされてきたが、本年度の移転価格税制の改正は、移転価格調査・税務争訟に大きな影響を与える可能性の高い改正となっている。具体的には、2017 年 7 月に OECD 移転価格ガイドライン（以下、「OECD ガイドライン」）が改訂されたことを受けて以下 1 から 5 の改正が行われたが、特に 2. ディスカウント・キャッシュ・フロー法の追加、3. 評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入、そして 5. 差異調整方法については、その運用によっては実務上大きな影響を及ぼすことが予想される。

1. 無形資産の定義の明確化

ローカルファイルの適用除外取引に係る規定（租税特別措置法（以下、「租特法」）第 66 条の 4 第 7 項第 2 号及び措置法施行令（改正後租税特別措置法施行令（以下、「施行令」）第 39 の 2 第 13 項）において、無形資産取引の定義が法令上明確化された。

具体的には、①特許権、実用新案権その他の資産で、有形資産や金融資産以外に該当し、②これらの資産の譲渡若しくは貸付け又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものが、無形資産と定義付けられた。基本的には OECD ガイドラインでの無形資産の定義と我が国の定義は整合性の取れたものとなったが、OECD ガイドラインでは、上記 2 つの要件に加えて、「商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ」という条件が付されており、本邦の改正後の定義の方がやや射程が広がっている。

租特法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号

一の国外関連者との間で行った国外関連取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

施行令第 39 の 12 第 13 項

法第六十六条の四第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使

用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものとする。

一 有形資産(次号に掲げるものを除く。)

二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

2. 独立企業間価格の算定方法にディスカウント・キャッシュ・フロー法を追加

OECD ガイドラインにおいて比較対象取引が存在しない無形資産取引等に対する移転価格算定方法として有用性が認められていたディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」)が、租税法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ニに規定された政令で定める方法として追加された。

施行令第 39 の 12 第 6 項

国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

上記の条文に基づけば、日本の移転価格税制上の DCF 法は「予測される各事業年度の当該利益の額」を基準としていることから、当該 DCF 法に基づく独立企業間価格は、将来予測損益上の当期純利益を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額として計算された額となるものと解される。一般的な DCF 法は、フリーキャッシュフローベース(すなわち減価償却費を加算し、設備投資などの資本的支出を減算し、運転資本等の増減を加味したもの)で計算するが、本邦の規定上は計算の基準となる利益について括弧書きで「これに準ずるものを含む」としているものの、この「準ずるもの」の中に通常用いられるフリーキャッシュフローベースのものが該当するのかどうかは明確ではない。一方で、OECD ガイドラインではパラグラフ 6.153 から 6.180 において「予測キャッシュフローの割引価値に基づく方法」との指針が示されており、キャッシュフローを基準としている。

また、OECD ガイドラインに沿って改正されたことを踏まえると DCF 法は基本的には無形資産移転取引に適用されることを念頭に置いていると思われる。しかし、当期利益には無形資産以外のものから生じる様々な要因から生じるものが混合していることから、上記規定に従って単純に将来予測損益上の当期純利益を合理的な割引率で現在価値に引き直すことによって算定された額の合計額は、無形資産の価値というよりは当該事業の価値となってしまう、対価の額に対象となった無形資産以外から生じる価値が含まれてしまう可能性が高いという点で注意が必要になろう。さらに、日本においては、対価が生じないような公知の無形資産を使用した収益性の低い製造事業や単純な再販売事業を海外子会社に移転するような場合でも、移転後に利益が生じることが見込まれば対価の額の算定が必要となる可能性があるという点にも注意が必要になろう。このようなことから、DCF 法の適用にあたって恣意的な運用がなされることのないよう、今後、通達や事務運営要領にて一層の明確化が期待されることである。

加えて、上記の DCF 法の追加に伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類又は重要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税

における独立企業間価格の算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引時に知り得る状態にあった情報を基にした DCF 法により算定した金額を独立企業間価格とする方法が追加された。ただし、推定課税における DCF 法の適用は、以下の通り、その他の方法が適用できない場合に限られることとされた。

施行令第 39 の 12 第 20 項

法第六十六条の四第十二項第二号に規定する同条第二項第一号二に規定する政令で定める方法又は同項第二号に定める方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法は、国外関連取引が棚卸資産の販売又は購入である場合にあっては第一号から第七号までに掲げる方法（第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができない場合に限り、用いることができる。）とし、国外関連取引が棚卸資産の販売又は購入以外の取引である場合にあっては第一号に掲げる方法又は第八号に掲げる方法（第六号に掲げる方法と同等の方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲げる方法と同等の方法若しくは第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）とする。

（第一号から第五号 省略）

六 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあった情報に基づき、当該棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法

七 第二号から前号までに掲げる方法に準ずる方法

八 第二号から前号までに掲げる方法と同等の方法

3. 評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入

特定無形資産に係る国外関連取引（以下、「特定無形資産取引」）について、独立企業間価格の算定の基礎となる取引時の予測と結果が相違した場合には、税務署長が、当該無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとなった。

特定無形資産とは、下記の①～③の全て要件に該当する無形資産とされている。

- ① 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること
- ② 予測利益の額を基礎としてその独立企業間価格を算定するものであること
- ③ その予測利益の額その他の独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること

適用免除要件

上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、本価格調整措置は適用されない。

さらに、国税職員が次の①発生可能性勘案要件又は②期間経過要件に掲げる書類の提出等を求めた日から60日（同時文書化義務書類は45日）以内の当該職員が指定する日までに法人からその書類の提出があった場合には、本調整措置は適用されない。ただし、この2つの適用免除要件は特定無形資産取引に係る所定の情報を法人が国外関連取引を行った事業年度の確定申告書に添付する別表17(4)に記載している場合に限り適用されることとなった点に注意が必要である。

① 発生可能性勘案要件

- (i) 特定無形資産取引の対価の額を算定するための前提となった事項の内容を記載した書類
- (ii) 特定無形資産取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなった事由が災害その他これに類するものであるために、当該取引の時にその発生を予測することが困難であったこと、又は相違事由の発生の可能性を適切に勘案して対価の額を算定していたことを証する書類

② 期間経過要件

特定無形資産の使用等により生じる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの期間の予測利益の額と実際利益の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

評価困難な無形資産に係る価格調整措置 租特法第66条の4

8 法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で行った特定無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、特定無形資産（国外関連取引を行った時において**評価することが困難な無形資産**として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項（当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性（当該特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の**政令で定める要件**を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（第十二項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。）をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として**政令で定める場合**に該当するときは、この限りでない。

特定無形資産の定義 施行令第 39 の 12

14 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める無形資産は、法人が当該法人に係る国外関連者との間で行う無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、無形資産（同条第七項第二号に規定する無形資産をいい、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産国外関連取引を行った時に当該無形資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものとする。

取引時の客観的事実に基づいて計算されたもの 施行令第 39 の 12

15 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 法第六十六条の四第八項の特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。
- 二 通常用いられる方法により計算されたものであること。

20%以下の価格相違要件 施行令第 39 の 12

16 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

- 一 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合
- 二 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

発生可能性勘案要件 租特法第 66 条の 4

9 前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産国外関連取引（第二十五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合に当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。）に添付すべき書類に、当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にお

ける当該電磁的記録を含む。)を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。次号において同じ。)の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由(以下この号において「相違事由」という。)が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を勘案して当該法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

期間経過要件

10 第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(当該法人と特殊の関係にない者又は当該法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行つた国外関連者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日(その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日)を含む事業年度(当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

適用免除要件

11 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日(その求めた書類又はその写しが同時文書化対象国外関連取引(第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。)に係る第六項に規定する財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。)又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日)を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

上記価格調整措置について定めた租税法第66の4条第8項では、特定無形資産国外関連取引に該当するものとして「貸付け又はこれらに類似する取引」も含まれている。このため、当該価格調整措置の対象取引は、特定無形資産に係る権利の譲渡のみではなく、ライセンス取引等を含めた特定無形資産に係る取引全体が対象となることから、国税当局の運用次第では後知恵的に否認されてしまう可能性も否定できないものとなった。

一方で、価格調整措置の発動要件に関しては、税制改正大綱での「特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場

合」との記述から、「特定無形資産取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（取引時に当該法人が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合」と変更されている。この変更は、発生可能性勘案要件を定めた租特法第66の4第9項の2号との関連性を考慮したことによるものであると推測され、同2号で示されているように相違事由の発生の可能性を勘案して対価の額を算定していた場合には、単純に予測と結果が相違したという事実だけをもって、当該措置を発動することが難しくなったのではないと思われる。さらに、上記の通り特定無形資産は、税制改正大綱での「独自性があり重要な価値を有するもの」から「固有の特性を有し、高い付加価値を創出するために使用されるもの」へ、また、同じく「独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実」から「前提となる事項（取引を行つた時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実」へと、やや狭く定義されたことも、納税者にとって予測可能性を確保することに繋がるのではと思われる。

ただし、税制改正大綱と同様に、適用免除要件の予測と結果が相違する原因となつた事由が、OECDガイドラインでの「価格設定後に生じた予見不可能な進展又は事象であつて、取引時点では関係者が予想することはできなかったもの」ではなく、「災害その他これに類するもの」となっている点には注意が必要である。

納税者が検討すべき対応

納税者の対応としては、安易に予測利益の額を基礎としてその独立企業間価格を算定しないこと、予測利益の額を基礎としてその独立企業間価格を算定する場合にも、あらゆる事象を想定して様々なシナリオを用意した上で慎重に価格の算定を行うことが、当該価格調整規定の発動リスクを減少させる上で有効なのではないかと思われる。

4. 移転価格税制に係る更正期間等の延長

移転価格税制に係る法人税の更正期間及び賦課決定、更正の請求期間並びに国税の徴収権の消滅時効が、現行の6年から7年に延長されることとなった。

5. 差異調整方法の整備

比較対象取引の利益率を参照する独立企業間価格の算定方法（すなわち独立価格基準法以外の方法）に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合の対応として、下記に掲げる施行規則第22条の10の要件を満たす場合には、四分位法の考え方に基づいた方法により差異調整を行うことができることとなった。

移転価格税制上の調整の対象となる差異に関しては、「比較対象取引候補として選定された非関係者間取引について、比較対象取引としての合理性を確保するために行われるものであるから、調整の対象となる差異は、『対価の額の差』を生じさせ得るものすべてを含むものとは解すべきでなく、対価の額に影響を及ぼすことが客観的に明らかであるものに限られるものというべきである。」という判断が高松高裁平成18年10月13日判決（最高裁平成19年4月10日決定（上告棄却）で確定）で示され、通説となっている。

改正後の施行規則に基づけば、当該差異調整は、①調整対象差異の内、その差異により生じる割合の差を定量的に把握することが困難な差異があり、②当該差異以外の調整対象差異に必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（「調整済割合」）に及ぼす影響が軽微であることが要件となる。

さらに、施行規則第22条の10第3項に規定に基づけば、この新たな調整方法で割合を計算するためには、①四以上の比較対象取引が存在し、②当該比較対象取引の割合の第1四分位から第3四分位の間に四以上の比較対象取引が存在しなければならないことになる。ただし、第1四分位から第3四分位

の間に四以上の比較対象取引が存在するためには、①の段階で少なくとも八以上の比較対象取引が存在しなければならず、実際の計算においてどのようにこの割合の計算を行うことを想定しているのか、今後通達や事務運営要領にて一層の明確化が期待されるところである。なお、比較対象取引が偶数個存在する場合には、①の比較対象取引の中央値と②の第1四分位から第3四分位の間の中央値ではその割合が異なることとなる。この調整方法は、OECDガイドラインの3.57¹の指針を参考にしているようであるが、最終的に第1四分位から第3四分位の中央値の割合を採用するのであれば、そもそも四分位幅による信頼性の向上とは直接的には関係のない改正である可能性もあるのではないかとと思われる。

税制改正大綱では、「定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合」となっていたが、②の「計算される割合に及ぼす影響が軽微」という条件がついたことで一定の法的安定性は担保されたものの、その判定基準は明確ではなく、また、比較対象取引と検証対象取引との比較可能性を厳格に捉えてきた近時の判例²とやや乖離することとなり、移転価格調査・税務争訟において少なからず影響を及ぼすことになるとのではないかと考えられる。

また、既に租特法通達66の4(3)-4³で示されている独立企業間価格幅において四分位幅の使用を認められおり、この改正により納税者に有利に働く可能性は低いのではないかとと思われる。

再販売価格基準法における通常の利益率 施行令第39条の12

6 法第六十六条の四第二項第一号ロに規定する政令で定める通常の利益率は、同条第一項に規定する国外関連取引（以下この条において「国外関連取引」という。）に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、特殊の関係（同項に規定する特殊の関係をいう。）にない者（以下第八項までにおいて「非関連者」という。）から購入した者（以下この項並びに第八項第二号及び第四号において「再販売者」という。）が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この項において「比較対象取引」という。）に係る当該再販売者の売上総利益の額（当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による収入金額の合計額から当該比較対象取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した金額をいう。）の当該収入金額の合計額に対する割合とする。ただし、比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を非関連者に対して販売した取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）とする。

¹ OECD ガイドライン 3.57 「比較可能性の程度が劣るポイントを除外するためにあらゆる努力を行ったとしても、それによって得られるものは、比較対象の選定に使用されたプロセス及び比較対象につき利用可能な情報の制約の下で、特定又は定量化できずそれゆえ調整することもできない一定の比較可能性の欠陥が残っていると考えられる数値の幅という場合もあるかもしれない。そのような場合、数値の幅の内にかなりの数値が含まれているのであれば、統計的手法を用いて、中心傾向に沿って幅を狭めると（例えば、四分位幅やその他の百分位値）、分析の信頼性の向上に役立つかもしれない。」

² 一例として東京地裁平成29年4月11日判決（World Family 事件）では、「通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異が存在するという場合には、当該差異により生ずる売上総利益率の差について調整を行わなければならない、その差が明らかでないことなどにより差異調整ができないのであれば、当該比較対象取引に基づいて独立企業間価格を算定することはできないということになる」という判断が示されている。

³ 措置法通達66の4(3)-4 国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該国外関連取引の対価の額があるときは、当該国外関連取引については措置法第66条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。

定量的に把握することが困難な差異に係る差異調整 施行規則第 22 条の 10

2 施行令第三十九条の十二第六項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異（以下この項において「調整対象差異」という。）のうちにより生ずる割合の差（同条第六項に規定する割合の差をいう。）を定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合」という。）に及ぼす影響が軽微であると認められるときとする。

3 施行令第三十九条の十二第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の国外関連取引に係る四以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第六項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の百分の二十五に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の百分の七十五に相当する順位の割合までの間にある当該四以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。

6. 施行時期

これらの改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用される（改正法附則第56条）。

[最初のページに戻る](#)

過大支払利子税制の改正

改正前の租特法第66条の5の2（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）、いわゆる過大支払利子税制は、対象となる支払利子の範囲及び損金算入制限額が大きく拡大された。

1. 主要な改正点

改正前の規定は、法人の関連者（関連者が第三者に対して債務の保証をした場合における当該第三者を含む。）に対して支払う利子で、当該関連者の日本の課税所得に算入（源泉徴収を含む。）されないもののうち、当該法人の調整所得金額の50%を超過する金額を損金不算入とし、その事業年度後7年間に渡って繰越すという内容であった。

改正後の租特法第66条の5の2（対象純支払利子等に係る課税の特例）では、対象となる支払利子が、関連者以外に支払われる利子で当該者の日本の課税所得に算入又は日本で源泉徴収の対象にならないものも含まれることとなり、そのうち調整所得金額の20%を超える部分が損金不算入とされることとなった。

税制改正大綱における記述通り、法人が支払う債券の利子については、①国内で発行された債券の利子は95%、②国外で発行された債券の利子については25%が、対象支払利子から除外される（租別法施行令第39条の13の2第14項）。また、税制改正大綱の記述通り、調整所得金額の計算から除外されていた受取配当金の益金不算入（法人税法第23条）及び外国子会社配当益金不算入（同法第23条の2）が除外されなくなったことにより、調整所得金額が圧縮されることになる（同法施行令第39条の13の2第1項）。

税制改正大綱では「匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずる」とされていた部分については、同法施行令第39条の13の2第1項において、匿名組合契約により匿名組合員に分配する利益又は匿

名組合員が負担する損失で営業者の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入される金額については、これをなかったものとして調整所得の金額を計算することとされた。このことにより、主に不動産投資で活用されているいわゆる GK-TK ストラクチャーで海外投資家から借入をしている事案などは改正の影響が回避されるのではないかと考えられる。

また、細かいところとしては対象支払利子の範囲に一定の債券の貸付にかかる使用料（同法施行令第 39 条の 13 の 2 第 3 項第 2 号）などが加えられている。

2. 施行時期

法人の 2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される（改正法附則第 57 条）。

[最初のページに戻る](#)

外国子会社合算税制の改正

外国子会社合算税制に関する改正の概要については昨年度の税制大綱が発表された折にも解説しているが、全体的な内容としては米国法人税率の引き下げ及び外国子会社合算税制の強化（租税負担割合 20%以上、30%未満の外国子会社に対する適用）により、合算課税の対象となり得る外国子会社の範囲が大幅に拡大したことによる適用除外規定の範囲拡大と計算の明確化に焦点が当てられている内容となっている。他の国際関係税制の大幅な改正と比較すると、やや控えめな改正に落ち着いたという印象がある。特に保険業関連に関しては大幅な改正が加えられたものの、その他の改正についてみれば、大方の本邦会社に甚大な影響が生じるような改正は特段見られないように思われる。

本稿では、改正事項のうち、外国において連結納税又はパススルー課税を行っている外国関係会社の合算対象所得の計算方法等の整備に関して改正後の政令の条文にも触れつつ若干の解説を行う。

1. 改正内容

いわゆる現地法令基準を用いて適用対象金額等の計算をする場合、本店所在地の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いて計算（以下、「単体計算」）した金額を基準とすることとされている。これは現行法においても実務では一般的な解釈であったものを明確化するものと考えられる。もっとも、従前は連結納税グループの外国子会社及び本邦法人税法上は法人として取り扱われるが現地税制上は構成員課税を受ける外国子会社の租税負担割合を、「単体納税をしていたら」という仮定のもとに計算し、米国やオランダ等に存在する外国子会社の租税負担割合が 20%以上になるから外国子会社合算税制の適用対象外、という整理をすることで実務的には大きな問題にはなっていなかった。ところが、米国の法人税率の 21%への引き下げ及び外国子会社合算税制の強化によって租税負担割合 20%以上であっても外国子会社合算税制の適用対象になり得る状況となり、これら米国やオランダ等の外国子会社の適用対象金額の計算（現地法令基準）において、現地税制上、単体納税申告をしていない・又はする必要がないなかで、「単体納税をしていたら」という現地税法に基づく所得計算を、日本税法の目的で厳密に行うことが求められるという点で、適用上・執行上の困難性が飛躍的に増大したと言えるだろう。

今般施行される政令では、「企業集団等所得課税規定」という用語を用いて上記の改正内容を規定している。具体的に今回の改正によって単体計算が義務付けられる項目としては、（本店所在地国基準を採用した場合の）適用対象金額（施行令第 39 条の 15 第 2 項）、租税負担割合（施行令第 39 条の 17 の 2）及び外国税額控除の計算（施行令第 39 条の 18）が挙げられる。

「企業集団等所得課税規定」については次のように定義されている（施行令第39条の15第6項）

- 6 第二項及び前項第二号に規定する企業集団等所得課税規定とは、次に掲げる規定をいう。
- 一 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書（国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書をいう。次号において同じ。）に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定
 - 二 外国法人（法人の所得に対して課される税が存在しない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は当該外国法人の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により当該外国法人の所得の全部につき法人所得税を課さないこととされるものに限る。）の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国以外の国又は地域の法令の規定
 - 三 外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

このうち、第1号及び第2号が連結納税に関する規定であり、第1号は当該外国法人の本店所在地国における連結納税に関する法令の規定を指す。第2号は無税国に本店等がある場合の規定であり、当該外国法人及び日本以外の第三国における連結納税に関する法令の規定を指す。第3号はパススルー規定に関する規定である。

まず、第1号及び第2号については、あくまで「企業集団の所得に対して法人所得税を課する」こと及び「当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書」を提出することが要件となっているため、例えば英国のグループリリーフ（Group Relief）やドイツのオルガンシャフト（Organschaft）のような規定は該当しないと思われる点である。なぜなら、それらの規定については制度全体の仕上がりとしては連結納税に類似しているものの、必ずしも上記各号の要件を満たすような制度とはなっていないからである。すなわち、グループリリーフについては個々の法人の納税義務はそのまま維持され、他の法人の欠損を通算して計算することを目的とする規定であり、またオルガンシャフトについては、当該企業集団に該当する会社は一つの納税単位としてみなされるものの、企業集団に属する親会社及び子会社のいずれも申告書を提出する義務を負う建付けであることから、上記の要件を満たさないことになると考えられる。

従って、外国関係会社について上記各制度の適用がある場合であっても、当該各制度は「企業集団等所得課税規定」に該当しないことから、当該各制度による課税取扱いを踏まえて各項目の計算を行うことになる（よって、例えば、英国内グループ会社の場合、グループリリーフの適用があることを前提に、各外国関係会社の非課税所得（施行令第39条の15第2項第1号）を計算した上で適用対象金額の算出することになる。）。

2. 改正内容に対する実務上の影響

税制大綱に関する記事でも触れたが、規定の整備にかかわらず、実務上そもそも実際にそのような計算が可能であるのかについてはなお疑義が残る。例えば現地法令基準に基づく適用対象金額の計算、すなわち日本の法人税法上の課税所得を、日本の納税者が外国税法を適切に解釈して算定するということには大きな困難が伴うと考えられる。具体的には、外国税法において、一の取引に関して複数の取扱いの選択適用が認められている場合や、ある特例

の適用に関して租税の回避が主たる目的の一つでないことといった主観的な要件の充足可否の判断などは特に疑義が生じることが予想される。また、特に米国では各子会社の単体決算書が作成されていないこともあり、本邦の多国籍企業にとっては多大な事務負担が発生することが想定される。

3. 施行時期

上記で主に取り上げた外国関係会社の合算対象所得の計算方法に係る改正は、内国法人の2019年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税（外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）から適用される（改正法附則第58条）。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中国

外商投資法の改正

2019年3月15日、中国の全国人民代表大会（以下、「全人代」）において、外商投資法（Foreign Investment Law of the People's Republic of China）が成立し、同法は2020年1月1日から施行される。外商投資法は、外国投資の解放・促進、外国投資家の権利・利益の保護、外国投資規制の統一、包括的な自由化のための新体制の形成、社会市場経済の健全な成長の促進を目的として策定された。外商投資法は、中国内の外国投資家の活動範囲を広げ、法体制を整備する広範な原則を規定している。もっとも、その詳細については不明確な点も多く、注視が必要である。以下、外商投資法の主だった特徴を概説する。

外国投資の定義

外商投資法上、外国投資とは、外国の個人、企業又はその他の組織が、中国内で行う直接又は間接的な投資活動であって、外国投資企業（foreign-invested enterprise）（以下、「FIE」）の設立、株式及び資産その他の中国企業の所有権の取得、中国内の新事業への単独での又は他の投資家との共同での投資、並びに国務院（State Council）の指定するその他の外国投資を含むものとされている（外商投資法第2条）。もっとも、外商投資法は、外国投資家が国内企業を買収する際の現行の規制が今後も適用されるのか否かについて明確にしていない。

外商投資法において、「間接」投資についての定義はなされておらず、例えば、外国投資持株会社（foreign-invested holding company）に関する規制や変動持分事業体（variable interest entity）（以下、「VIE」）スキーム（下記で説明する）に対する影響は明らかとなっていない。

過去の規制と異なり、外商投資法は、FIEとされるための最低外国持分比率を設定していない（過去の規制上は25%）。おそらく、外国投資家が直接又は間接に企業の持分を取得した場合、当該企業はFIEとして規制を受けることとなるものと思われる。その場合、25%以下の外国投資を受けている企業に関する現行の規制は、廃止されるか、又は、25%以下の外国投資を受けているFIEが他のFIEと同様に扱われるよう修正される必要がある。

また、外商投資法は、香港、マカオ及び台湾の投資家による投資に適用されるか明言していない。全人代憲法法律委員会（NPC Constitution and Law Committee）が2019年3月12日に全人代に提出した報告によれば、これら

の投資は、特定国内投資に分類されるとのことであり、現行の外国投資規制が香港、マカオ及び台湾による投資に適用され続けるものと考えられる。

外国投資の促進

外商投資法は、外国投資の促進のため、以下のような広範な原則を規定している。

- 内国民待遇の事前登録システム及び外国投資の制限リストの導入（外商投資法第4条）
- 起業の成長を支援する国家施策のFIEへの平等な適用（外商投資法第9条）
- 政府調達における、FIEへの公正取引の保証並びにFIEの製品及びサービスの平等な取扱（外商投資法第16条）
- FIEによる株式公開、社債及び他の手段による資本調達の許容（外商投資法第17条）
- 地方政府による、法令の範囲内での、外国投資促進策の制定の許容、並びに各人民政府による、手続の簡素化、効率性の向上及び政府サービスの最適化による外国投資に対するサービスの向上（外商投資法第18条及び第19条）

以前に商務部（MOFCOM）より出された行政規則により、内国民待遇の事前登録システム及び外国投資の制限リストは、基本的に2016年末から全国的に適用されており、直近では、2018年7月に制限リストが更新されている。したがって、外商投資法により現行システムへどのような影響があるのか、注視が必要である。

同様に、現行の政府調達に関する法令は、既に政府調達における公正取引及び非差別の規定を有しているが、外国投資家は政府調達における内国企業の優遇を訴えてきた。したがって、外商投資法におけるこれら規定の詳細な実施及びより厳格な運用によって、地方政府及び国有企業による実際の調達実務が変わることが期待される。

外国投資の保護

外商投資法は、外国投資の保護のため、以下のような保護原則を規定している。

- 国家が外国投資の収用を行わないこと。公益のために収用が必要とされる場合には、法的手続によって行われ、収用されるFIEは遅滞なく公平で合理的な補償を受けることができる（外商投資法第20条）。「公平で合理的な補償」は定義されていないため、事案毎に交渉が必要になるものと考えられる。
- 法律に従い中国国内で受領した資本拠出、利益、キャピタルゲイン、知的財産権のロイヤルティ、資産譲渡収入、損害賠償金、保証金及び清算金については、法律に従い自由に人民元建で又は海外通貨建で国内外への送金が可能とされる（外商投資法第21条）。国内外への送金は、外国為替機関及び銀行の所管であり、この規定自体が、FIE及び外国投資家への支払に適用される現在の外国為替規制を変更するものではなく、この点で、何か変更が直ちに生じるかは明らかではない。
- 外国投資家及びFIEの知的財産権は法律に従って保護され、知的財産権の侵害については法的責任を追究される。行政機関及び職員は技術の移転を強制する行政手続を行わない。技術協力の条件については、投資当事者同士で、平等かつ公平に交渉されなければならない（外商

投資法第 22 条)。本規定は、中国が現在多くの外国政府から受けている強制的な技術移転の疑いについての政治的プレッシャーを和らげるものと思われるが、行政手続を禁止しているのみであり、外国当事者の保有する技術の移転を強制する他の手段が行使されるおそれは残っている。

- 行政機関及び職員は、自己の職務から知り得た営業秘密に関する秘密保持義務を課される（外商投資法第 23 条）。
- 外国投資に関する規範的な書面を作成するにあたって、法令に別段の定めがある場合を除き、各人民政府は、FIE の法定の権利利益を損ない又は義務を加重してはならず、市場参入・退出障壁を設けず、FIE の通常の生産経営活動に干渉してはならない（外商投資法第 24 条）。
- 地方政府及び関連部門は、法律に基づく外国投資家及び FIE との政治公約及び契約を遵守しなければならない（外商投資法第 25 条）。国家施策の変更により地方政府がその契約上の義務を変更する必要がある場合には、外国投資家の損失を補償しなければならない。
- FIE のための苦情処理制度を制定し、FIE 又は外国投資家の苦情処理のための主な政策措置を調整・改善し、FIE 又は外国投資家から報告された問題について遅滞なく対処する。行政機関又はそれらの行政行為が FIE 及び外国投資家の法的権利を侵害している場合、FIE 又は外国投資家は、上記苦情処理制度に加え、不服審査又は人民裁判所における手続を申し立てることができる（外商投資法第 26 条）。苦情処理制度の詳細が不明であるため、現行の行政訴訟手続との違いは明らかでなく、また、不公平又は違法な扱いを受けた外国投資家に対する現実的及び実際的な補償が行われるのかも明らかでない。

外国投資の報告システム

外商投資法によれば、外国投資情報の報告システムを導入し、外国投資家又は FIE は投資情報を企業登録システム及び企業信用情報公表システムを通じて商務部へ提出しなければならない。外商投資法は、どのような情報が必要とされるか、また、現行の外国投資家及び FIE の報告システムとの違いを明らかとしていない。

国家安全審査

外商投資法によれば、外国投資安全審査システムが導入される（外商投資法第 35 条）。もっとも、商務部の通知により 2011 年から導入されている現行の国家安全審査システムとの違いは明確でなく、特に、現在関連する規則で特定されている部門以外の部門に国家安全審査が拡張されるのか明確でない。本規定は、国家安全審査に関する決定は最終のものであり、不服審査又は訴訟による異議が認められていない点において、外国投資家にとって好ましくない制度となっている。

既存 FIE への影響

外商投資法によるもっとも重要な変更点の一つは、中外合弁企業法（Sino-Foreign Equity Joint Venture Law）（以下、「EJV 法」）、中外合作経営企業法（Sino-Foreign Cooperative Joint Venture Law）及び外資独資企業法（Wholly Foreign-Owned Enterprise Law）（以下併せて、「FIE 法」という、1979 年から施行されていた FIE を規制する現行の法的枠組みの廃止である。

外商投資法においては、5 年間の移行期間が定められており、その間、既存の FIE はその組織形態を維持できるが、当該移行期間に行うべき変更については、更なる明確化が必要である。既存の FIE の設立書類は、現在の FIE 法

に基づくため、FIE法の廃止は、既存のFIEの設立書類の法的基盤を失わせることを意味している。また、中外合弁パートナーは、5年の移行期間の終わりまでに、関連法令を遵守するように、ガバナンス体制の再構築を行う必要があるが、これには、再交渉が必要になるであろう。

例えば、EJV法の下では、取締役会が合弁企業の最高意思決定機関であり、株主総会は存在しない。しかしながら、企業法（Company Law）の下では株主総会が必要とされている。

加えて、EJV法の下で認められている同意権及び株式譲渡における先買権は、企業法の下では弱められるため、少数株主は、既存の譲渡規制を合弁契約に組込むよう交渉する必要がある。

移行期間においては、国家市場監督管理局（State Administration for Market Regulation）（いわゆる、商業登記所）は、実際に、FIEに対し、組織変更を行う前に、その定款及び合弁契約を企業法に合わせるよう修正することを求めるものと思われる。そのため、組織変更に遅れを生じさせないよう、外国投資家は、合弁契約にどのような修正が必要となるかの検討を始めることが推奨される。

国内企業とFIEの法的要件及び組織はいずれも企業法及び合弁法（Partnership Law）に基づくこととなるため、新しいFIEにとっては、国内企業と平等の取扱いを受けられることとなる。もっとも、外国投資家による、銀行、証券、保険等又は証券市場及び外国為替市場のような金融市場に対する投資に関しては、これらの事業に対する規制が優先することとされている。

株式合弁の当事者は利益、リスク及び損失をその登録された資本の出資額に応じて負担しなければならないとするEJV法の廃止は、外国投資家に、この点についての大幅な柔軟性を与え、合弁の当事者に自由な利益配分を可能とさせる。

VIEへの影響

契約上の合意に基づくVIEスキームは、通常、外国投資家を呼び込みたい企業や海外での上場をしようとしている企業であって、主に外国投資が規制されている技術、メディア、電気通信、及び教育部門の企業に利用されている。2015年に発表された外商投資法の法案では、VIEスキームによる外国投資も外国投資の定義に含めることが検討されていたが、これは大きな議論を呼んだ。

外商投資法は、VIEを外国投資の形態として明確に規制していないものの、「間接的な」外国投資は規制されており、中国政府が、VIEに関する規制を将来発表する可能性はある。外商投資法の下では、制限リストで禁止されている分野に外国投資家が投資を行った場合、関連する機関は、投資家に対し、投資活動を止め、株式及び資産を処分し、又は投資前の状態に戻すために必要な他の手段を取るよう命令し、並びに、違法な利益の差押えを実施する。制限リストにおいて禁止はされていないが制限されている部門については、関連する機関は、投資家に是正命令を出し、投資家がこれに従わない場合には、更なる手段が取られる。外国投資家の投資行為が制限リストに違反している場合、上記の他、外国投資家は当該違反についての責任を負うこととなる（外商投資法第36条）。

結論

外商投資法が、外国投資家にとって平等な法的枠組み並びに外国投資促進及び保護システムを構築する原則を導入した点については、評価される。しかしながら、詳細に欠け、広範で曖昧な規定を含んでおり、FIEを規制する現行の法的枠組みを廃止したため、外商投資法は、実務的には、施行規則等の詳細が規定されない限り、外国投資家にとって確実性がなく、混乱を生じさ

せるものとなっている。したがって、外国投資家及び既存の FIE は、今後の規制の展開及び実施手段を注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

フィリピン

改正会社法の施行

2019年2月23日、フィリピンにおいて改正会社法（Republic Act (RA) No. 11232）（以下、「改正法」）が施行された。今回の改正はフィリピンにおけるビジネス環境の改善を主たる趣旨としており、フィリピンに進出している又は進出を検討している日本企業に直接影響を与えうる内容も含まれると考えられるため、以下概要を説明する。

会社設立・登記手続等の簡素化

改正前会社法の下では、会社設立に際し5名以上の自然人の設立発起人を必要としたが、改正法はかかる規制を撤廃し、自然人、信託又は財団による一人会社の設立を可能とした。一人会社の単独株主は、原則として当該会社の取締役及び代表者となるとされた。

株式会社について、原則として最低資本金要件の充足が不要となった（別途法令で定められる場合を除く。）。

改正前会社法は会社の存続期間を最大50年と規定していたが、改正法は、定款に別段の定めがある場合を除き、会社の存続期間を無制限とした。改正前会社法に基づいて設立されたフィリピン法人のうち、未だ会社の存続期間が満了していない法人はその存続期間を撤廃することができ、会社の存続期間が満了した法人については、当局に対し法人格の復活を申請することができる。

株主及び取締役が、遠隔会議システムを用いて関連する会議体に参加することが明示的に可能とされた。また、改正法は、効率化の観点から電子的方法による株主・取締役等への通知を可能とした。

フィリピン政府は公的手続の効率化に取り組んでいるところ、改正法はかかる取組みの一環として、フィリピン証券取引委員会（会社設立や登記を始めとする会社関連規制の所轄当局。以下、「SEC」）に対し、電子的方法による各種申請や届出等の書類の提出を可能とするシステムの開発及び実施を義務付けた。

その他の主要な改正点

外国企業がフィリピンでビジネスを行う際、現地での弁済金の確保のため SEC に対し一定金額の預託金の支払いが求められるところ、預託金の金額は従前10万フィリピンペソ（22万円程度）だったが、改正法はこれを50万フィリピンペソ（108万円程度）に増額した。

企業統治の強化に向け一定の規制が整備された。例えば、改正法は、上場会社や金融機関等の公益企業に対し、(i) 独立取締役（全取締役の最低20%）及びコンプライアンス・オフィサーの選任、(ii) SEC に対する役員報酬及び取締役の業績評価に関する報告を義務付けた。また、公益企業に限らず、重大かつ回復不能な損害の回避のために会社が一定の行為を行う必要がある状況で、現職の取締役のみでは取締役会決議の定足数を満たすことができない緊急事態において、現職の取締役全員の賛成票により、定足数を満たすために必要な員数の一時取締役を選任できるものとされた（一時取締役が行うことのできる行為は緊急事態の対応上必要な行為に限定され、緊急事態の終了か

らの合理的期間の経過又は一時取締役にとって代わる取締役の選任のいずれか早い方を以て一時取締役の任期は終了する）。

企業内の紛争の解決手段として、定款に仲裁条項を含めることが可能となった（仲裁人の人数及びその選任方法を明記する必要がある。）。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

イタリア

汚職行為防止に関する新法が成立

2019年1月31日、イタリアで「行政に対する犯罪への対応、時効並びに政党及び政治的活動の透明性に関する問題への対処のための措置」（2019年法律第3号）（以下、「新法」）が施行された。新法の施行により、イタリア刑法、企業犯罪の法的規制に関する基本法である2001年法令第231号（以下、「231号法令」）、及びイタリア民法の関連する規定が大幅に改正された。以下、新法の主要な点を概説する。

汚職行為に対する刑罰（刑法第318条）が厳罰化され、懲役刑の下限は1年から3年へ、上限は6年から8年へと引き上げられた。

有罪又は無罪にかかわらず、第一審判決から終局判決が執行可能になるまで時効が停止され、継続犯の場合、時効は当該犯罪が終了した日から起算される。この改正は2020年1月31日に施行される予定であり、同日以前に犯された犯罪には適用されない。

企業の行政に対する禁止行為として、横領、刑事訴訟における汚職行為、及び地位を濫用した不正取引が追加された。なお、地位を濫用した不正取引は前提犯罪（231号法令第25条）に追加されている。

外国人がイタリアの国家又は国民に対して犯した犯罪を起訴する際の要件が緩和され、法務省の要求及び被害者の告訴が要件から排除された。

違法行為を自主的に申告し、犯罪及び犯罪者を特定する証拠を取得するために有用な情報を提供した個人に対し、罰金の減額及び刑事責任の免除を導入した。

特定の行政に対する犯罪に適用される制裁措置（事業活動の停止、行政への対応の禁止、許認可の停止等）の適用期間が延長され、最高位の経営者の地位にある個人が犯した犯罪については4年以上7年以下、経営陣の指示に従って個人が犯した犯罪については2年以上4年以下とされた。他方で、第一審判決前に、企業が当局と協力して犯罪の証拠を入手し、実効性のある再犯防止策に取り組み、犯罪の原因となっていた組織上の問題を是正した場合には、制裁措置の適用を減免することとした。

予防処分の期間を改正し、第一審判決前に適用される場合は1年、第一審判決後に適用される場合は1年4ヶ月を超えない期間とした。

イタリアで事業を行う企業にとって最も注視すべきは、制裁措置の適用期間が延長された点と、これらの犯罪行為による悪影響を軽減するために協力する者に対するリニエンシー制度が導入された点であろう。かかる企業においては、いかなる事業分野に企業犯罪のリスクが存するかを検討し、新法に対応した組織管理体制の見直しが求められる。

[最初のページに戻る](#)

ベルギー

実質的な会社法改正

ベルギー連邦議会は、2019年2月28日、新しいベルギー会社及び協会法を可決した。新法は、以前の会社法の規制を単純化し、企業により柔軟性を与えることを意図されたものである。主な特徴は以下のとおりである。

会社形態：非営利団体に加えて、既に存在する4つの主要な会社形態だけが残され、他の会社形態は存在しなくなる。既存の会社は別の形態に転換されることとなる。

資本金：特定の種類の会社形態には最低資本金が不要となり（設立時の資本金は、会社の財務計画に照らして「適切」であることが求められる。）、出資の方法が柔軟化された。

ガバナンス：取締役会の構成及び経営者の権限に関する柔軟性の向上

取締役の責任：売上高及び貸借対照表に応じた責任上限の設定

配当：特定の種類の会社形態では、純資産及び流動性の基準を満たすことにより、配当のタイミングと配当原資の点で柔軟性が向上

この新しい法律は、2019年5月1日から新しく設立される全ての会社に適用され、既存の会社の場合、2020年1月1日から適用される。ただし、会社の定款の規定が新法の任意規定から逸脱しているにすぎない場合、当該規定は当該定款を変更するまで有効なものとして存続する。2024年までに、全ての会社は新法に沿う新しい条項に定款を変更していなければならない。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。